

相続税ってナニ？誰にかかるの？

— 目次 —

◎相続税の基礎知識 ～その1～

- 相続税とは
- 相続税がかかる人

はじめまして。税理士の諫武（いさたけ）です。
基本、資産税（相続税とか贈与税とか譲渡所得とか）を専門にお仕事しています。
これから、簡単なことからちょっとマニアックなことまで、私なりに思っていることなどを発信していくつもりです。
できるだけ分かりやすいお話を心掛けていきますので、よろしくお願いします。
それでは、最初は相続税のお話から。

◎ 相続税の基礎知識 ～その1～

● 相続税とは

相続税は、個人が被相続人から相続などによって財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税金です。

分かり易くいうと、「亡くなった人から貰った財産にかかる税金」です。

人が亡くなると、その人が所有していたものが財産として残されることとなりますよね。そうすると、大体は、その人の子供さんがその財産を引き継ぐ訳ですが、この引き継ぐことを「相続」といいます。

この相続した財産にかかる税金が「相続税」です。

● 相続税がかかる人

亡くなった人から相続した人は、全員、税金がかかるのかというと、そんなことはありません。ある一定の財産を持っていた人から相続した人にしか、相続税はかかりません。

じゃあ、どれぐらいの財産を持っていたら相続税がかかるのか、ということになりますが、次の算式を見てください。

$$\text{〔 相続税の基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数 〕}$$

法定相続人	相続税の基礎控除額	法定相続人	相続税の基礎控除額
1人	3,600万円	4人	5,400万円
2人	4,200万円	5人	6,000万円
3人	4,800万円	6人	6,600万円

「相続税の基礎控除額」を超える場合には、相続税の申告が必要になります。
しかし、相続税には、いろいろな特例があるので、申告はしなくてもいいけれど、税金はかからない（ゼロ）なんてこともあります。

とりあえずは、「基礎控除額」以下はかからないと覚えておきましょう。